

放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会（第3回）議事録

1. 日 時 平成27年11月26日（木） 10:00～12:10

2. 場 所 大手町サンスカイルーム E室

3. 出席委員 委 員 井口 哲夫 大迫 政浩
勝見 武 神田 玲子
木村 英雄 崎田 裕子
田中 勝 新美 育文
蛭沢 重信

（敬称略）

4. 委員以外の出席者

（事務局）

環境省

鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、山本企画課長、和田廃棄物対策課長、
角倉産業廃棄物課長、室石参事官、松崎補佐、元部補佐、池田補佐、岩佐主査

5. 議 題

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」について

（2）指定廃棄物及び対策地域内廃棄物等の処理の現状について

（3）特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

（4）特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の維持管理要件の見直しの方向性について

6. 配付資料

資料1 放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会委員名簿

資料2 放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（廃棄物部分）について

資料3 指定廃棄物及び対策地域内廃棄物等の処理の現状について

資料4 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

資料5 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の維持管理要件の見直しの方向性について

参考資料1 放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会（第2回）議事録

7. 議 事

（松崎補佐）

定刻になりましたので、ただいまから第3回放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会を開催いたします。

私は、進行役を務めさせていただく廃棄物対策課の松崎と申します。

委員の皆様方には、ご多忙の時期にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日のご出席の状況でございますが、現在、8名の委員の皆様のご出席をいただいております。初めに、環境省廃棄物・リサイクル対策部、山本企画課長からご挨拶させていただきます。

(山本企画課長)

おはようございます。廃り部企画課長の山本でございます。先生方には、大変ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

最近の放射性物質に汚染された廃棄物の状況につきましては後ほど詳しくご説明させていただきますが、特に、今年に入ってからは、仮置場に搬入したものの処理をしていくための焼却施設が次々と稼働しておりまして、福島県内の処理という意味では着実に進んでいるという状況にあります。つい先ごろも、飯舘村に、周辺の市町の指定廃棄物を集約処理する施設も無事に火入れができたということでありまして、時間はかかりましたが、地元の理解を得て、着実に処理が進みつつあるという状況でございます。ただ、ご案内のとおり、福島県以外の汚染廃棄物の処理という面ではまだまだ苦戦をしているという状況であります。後ほどまた、そこはご紹介させていただきますと思います。

今年の1月に放射性物質汚染対処特措法が施行されて3年を迎えたということで、その施行状況を法律の附則に基づきまして点検するという時期がございました。その点検を3月から9月にかけて進めてきておりまして、本検討会の田中座長を含めてご協力をいただきまして、今年9月末に報告書を取りまとめるところです。これも後ほどご紹介させていただきますが、大きくは、現行の枠組みの中で施策を前進させることに総力を挙げるべきということで、今、法律の枠組みそのものを見直すということではなくて、その枠組みのもとでしっかりと全力を挙げるという方向性が示されました。また、同時に、いろんな課題というものが整理されましたので、その課題解決に向けては、省令の改正でありますとかガイドラインの対応といったところは、きちんとそれぞれの部分で整理をして対応すべしというようなご報告をいただいておりますので、今回の安全対策検討会、しばらくその施行状況の検討をしている間、間があきましたが、その施行状況の検討会の中で示された技術的な課題をしっかりと受けとめて整理をしていくということで、本日、開催をさせていただきます。

本日は特に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物ということで、8,000Bq/kg以下の廃棄物について、今、現行の規制、あるいは、それに基づくさまざまなモニタリングの状況といったものをご報告させていただきます。これをどういうふうに合理的にしていくかということについて、先生方のご意見をいただければと思っております。引き続き、最終処分場の維持管理基準ですとか、廃止に当たってどういうふうに進めていったらいいかということも重要な課題でございますので、こういったことについてもご意見を賜ればというふう考えております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(松崎補佐)

ここからは、メディアの方、一般の傍聴者の方も含めまして、写真撮影、ビデオ撮影、カメラ撮りはご遠慮くださいますようお願いいたします。

続きまして、傍聴される方への留意事項としてお伝えいたします。傍聴に当たりましては、審議の迷惑とならないよう、静粛をお願いいたします。また、席をみだりに立たれたり、席を移動されることはおやめください。度重なる議事の進行妨害があった場合は退場いただくこともございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の配付資料をご確認願います。一番上にごございます議事次第に配付資料一

覧を載せております。今回は資料1から資料5、そして、参考資料1でございます。資料の不足等がございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、資料1の委員名簿につきまして、事務局よりご説明させていただきます。本日は、大塚委員、宮脇委員、高岡委員はご都合によりご欠席となっております。また、崎田委員におかれましては遅れてのご出席となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行は田中座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(田中座長)

皆さん、おはようございます。

手元にあります議事録を見ますと、今年の1月末に前回は開催されております。それから大分時間がたちまして、今、山本課長のご挨拶にありましたように、随分確実に進展しているということですが、課題もたくさんあると。地元からは、課題の指摘や、また、要望も出てきておりますので、今日はこのような内容を審議して、少しでも解決に近づければいいなということで、よろしくご審議いただきたいと思います。

それでは、早速ですけども、議事の一つ目になりますが、資料2、放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ（廃棄物部分）について、事務局より説明願います。

(山本企画課長)

それでは、私のほうから、資料2に基づきましてご説明申し上げます。

まず、資料2はA4の横長の紙でございます、その資料2に別添ということで、取りまとめそのものをつけさせていただいております。取りまとめそのものの中には、このほかに関連のいろいろなデータとか資料などをこの後ろにつけたものですが、こちらは大部になりますので割愛しております。ホームページなどでまたご参照いただければと思います。

こちらは、先ほど冒頭に申し上げましたように、まず、資料2を見ながら説明させていただきます。放射性物質汚染対処特措法という法律が今回の放射性物質汚染に対応して、除染でありますとか汚染廃棄物の処理とかを進めていくための法律としてできたわけですが、これが、ちょうど今年1月で、施行後3年間を経過したということでもあります。そういったことから、法の附則に基づきまして、施行状況を点検するという作業を3月から進めてきたというものでございます。それが去る9月30日にまとめまして、まとめたもの、そのものが資料2の別添ということになります。

資料2の別添の16ページを開いていただきますと、現状を点検した上で、課題と今後の方向性ということで、16ページ以降に全体の課題、今後の方向性が取りまとめられております。全体共通のお話と、それから、その後の除染、中間貯蔵、汚染廃棄物処理というふうに分かれておりますが、一枚紙のほうにまとめておりますように、分野共通の主な指摘という中で、最初の丸でありますけども、現行の枠組みのもとで施策を前進させることに総力を挙げるということが重要であるということが取りまとめの大きな指摘、結論の一つとなっております。特に、除染などは、来年度の末というところで、今、除染実施計画の終了ということが見込まれているようなこともありまして、29年3月を目処に改めて施策の進捗状況を点検した上で必要な制度的手当てを行うという必要はあるものの、今の段階では、現行の枠組みの中で総力を挙げるということが重要とのご指摘でありました。

それから、二つ目の丸にありますのは、国・自治体がともに強い当事者意識を持って今まで以上に連携・協力し合うべきという方向性でございます。国の処理、特に指定廃棄物、あるいは、福島県内の対策地域内廃棄物につきましては、法律上、国の処理という責任があるわけですが、実際の処理をするに当たっては、それぞれの地元で施設をつくり、仮置場をつくるといったよう

なことで、自治体、その地元の住民の方々のご理解が不可欠ということでもありますので、住民に近い存在であります自治体のアイデアをしっかりと吸い上げて取組を実施していく、あるいは、理解の醸成をすべきというご指摘をいただいております。

それから、分野横断的事項の中では、なかなか環境省だけでは十分に手が届かない部分があるので、そういったところは関係機関が連携して取り組むべきということでありまして、その主なものとしては、その下に二つ挙げておりますが、研究開発や人材育成といった面、それから、その次の放射線教育ということで、やはり、なかなか住民の方のご理解が得られない部分には、これまでの放射線教育といった部分にも十分でなかった点があるというようなご指摘がありまして、こういったところを関係機関と連携して取り組むべきというような全体の共通の指摘をいただいております。

それで、廃棄物に関する指摘につきましては、具体的には21ページからです。21ページの下半分のところから汚染廃棄物の処理というところがございます、こちらに、指定廃棄物から始まって、対策地域内廃棄物と、それから、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物ということで、24ページにかけて廃棄物の関係でまとめさせていただいております。指定廃棄物のところは、最初に書いてありますように、福島県内のものについては着実に進んでいるということで、特に、その焼却灰を地元の管理型処分場、既存のものを使って埋立処分をしようということ、地元の調整を重ねてきておりますが、こちらが実際に受け入れてくださる状況が整えば、これは福島県内全体の指定廃棄物の処理ということに大きな見通しが得られるということですので、この点についてしっかりと最大限取り組むという方向性が示されております。それから、福島県外につきましては、なかなか理解が得られていないという状況を見た上で、特に地元のご理解を得るために、丁寧な説明だけではなくて、地元との対話ということを重視して、それから、環境省だけではなくて、客観的な立場からの有識者等の第三者が参加して説明をするなど、説明に工夫をしていくという方向性が示されております。

それから、次、22ページを見ていただきまして、指定廃棄物に関しましては、情報発信・共有とコミュニケーションといったところもご指摘をいただいておりますし、あるいは、時間がたちましたので放射性物質濃度が下がってきているということもございまして、指定解除の手続についても整理すべきという方向性が示されております。

それから、23ページには対策地域内廃棄物についての記載がございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げたように順次施設が稼働しておりまして、現地は仮置場への搬入、それから、その後の処理といった面でかなり進んできております。そういったところをとにかく施策を総動員して着実にやっていくという方向性が示されております。その中で、相互連携の強化といったようなことが指摘されておりまして、特に、施設をしっかり整備してきたものについて、そういったものをうまく活用して、早く問題解決ができるように相互の連携を強化すると、そういった方向性も示されたところであります。

それから、24ページのところに移りまして、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物というところがありますが、この点につきまして、本日の主な技術的な事項としてご審議いただきたいと思っておりますが、こちらに書いてありますように、かなり処理自体はお陰様で進んできてきているという状況があります。それから、モニタリングなどを重ねてきておりますので、関連するようなデータも発災以降4年以上がたっているということで、相当蓄積されているということから、今の時点でもう一度そういったデータをしっかりと見た上で合理的なものになるように措置すべきというご指摘をいただいておりますので、本日はそのご指摘も踏まえてご議論いただければと思っております。

ざっとしたご紹介ですが、資料2に関して、事務局からの説明は以上でございます。

(田中座長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、あるいは、ご意見があればお願いしたいと思います。名札を立ててお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井口委員。

(井口委員)

この報告書にも書いてあるのですが、いわゆる分野横断的事項で、放射線教育に取り組むというところで、全部これは国に問題があったという結論になっているのですが、実は、専門家のほうにも私は問題があったというふうに思っています。特にこれは、神田先生もいらっしゃるので、そちらのほうも専門かもしれませんが、低レベルの放射線の影響について、当初はいろんな専門家と称する方が、私も含めてですが、いろんな根拠をもとにして違うことを言ってしまった。これが、いわば一般の方に説明する場合に非常に誤解を与えてしまって、国だけではなくて、専門家のほうの説明にも信頼を失ったのではないかというふうに思っています。なので、この分野共通の指摘の中で、今後取り組むということで、政府が全面的に取り組むのはいいのですが、それとあわせて、我々専門家も、知見を統一するとか、より深めるというような努力も必要ではないかということで、そういうことも少しどこかに書いていただくと我々の励みになるというふうに思います。コメントです。

(田中座長)

放射線教育はこの検討会のマターではありません。今の報告は、もう既に終わった特措法施行状況検討会の点検の結果の取りまとめの報告でした。関連しては、今さっきあったように、総合的な放射線教育の重要性の指摘とそのように取り組むということが指摘されていますので、これらは専門家も含めて関係者へのメッセージだと思います。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

蛭沢委員。

(蛭沢委員)

ありがとうございました。

今、ご説明いただいた21～24ページで、最初のa)の指定廃棄物から、b)の対策地域内廃棄物、それから、c)の特定一般廃棄物、今回、c)に当たるところがこの検討会でのテーマだというふうに伺いましたけれども、それ以外のa)、c)でいろいろ重要な指摘があると思いますが、この辺りの今後の検討といいますか、スケジュール感とか、それから、どこの場で検討されていくかということをお教えいただければと思います。

(田中座長)

可能な限りで。

(山本企画課長)

今回、今ご指摘があったように、特に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する、ここで措置をすべき内容についてご議論いただくということですが、指定廃棄物に関しましては、別途指定廃棄物の関連での検討の場がございますので、そちらを中心に検討していくということになります。ただ、放射性物質汚染廃棄物の全体的な技術的な事項についてはこちらでいろいろご検討をさせていただくということになりますので、そこは優先順位をつけて、こちらで検討すべきもの

については、順次整理の上、先生方のご意見を賜りたいというふうに思っております。

(田中座長)

いいでしょうか。多分、22ページの指定廃棄物の指定解除というものも重要な課題ですよ。その辺をご指摘いただいたと思いますけども。

どうぞ、室石参事官。

(室石参事官)

指定解除につきましては、既に国会等でも指定解除の仕組みを整えるということをお大臣のほうから答弁いたしております。私どもは今、地方自治体のほうとも相談しながら仕組みを検討しているところがございますので、もう少しお待ちくださいと、というような状況でございます。

(田中座長)

指定解除は、どちらかという、技術的なものというよりは手順とか手続とか、その辺の内容になりますね。それは別途検討しているということです。

ほかにご質問はありますか。

ということで、今日の議論に関わるのは、24ページのc)の中のi)とii)ですね。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直し等というのと、埋立処分に関わる管理型処分場の維持管理基準の適用除外要件、廃止基準等についての審議が中心になるかと思えます。

それでは、次の議題に移ります。

二つ目になりますけれども、資料3の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物等の処理の現状について、事務局より説明いただきます。

(室石参事官)

それでは、私、室石のほうから説明いたします。

資料3でございます。資料3をおめくりいただきますと、1ページ目、2ページ目のところは非常に基本的な説明のところがございますので、この辺はもうご理解いただいているということで、飛ばさせていただきます。

3ページ目については、これもご承知のように、県内処理方針というのを特措法の基本方針で閣議決定により定めているというところがございます。これも、世間的には、時々福島県内で一括集約して処理すべきというようなご意見もあるということで、改めてちょっと載せさせていただいております。

4ページ目については、これもよくご承知と思えますけれども、通常でも廃棄物となって出てくるようなもの、あるいは、通常であれば副産物として再利用されているもの、そういったものが放射性物質が付着してということで指定廃になっているということですが、見た目は全く通常の、それぞれのもとのものと見た目は特に変わっているというものではございません。

それから、次のページ、5ページ目ですが、指定廃棄物の指定状況ということで、以前お示したときに比べて1年弱たっているわけですけれども、四半期ごとに公表をしておりますが、わずかに福島県が増えているという点はございますが、ほかの県はほとんど変わっていないという状況です。改めて申し上げますと、福島県が一番多い、そういう状況です。それから、宮城と栃木に関しては農業系の副産物が多いという特徴がございます。茨城、群馬、千葉といったところについては、公共で出てくる、つまり、廃棄物の焼却灰、あるいは、上水、下水の汚泥、そういったものがあるということがございます。それ以外の県につきましても、数量は今まで述べたところに比べれば少ない状況ではございますが、ある程度保管がされているということではございませ

す。

保管の状況が6ページに書かれておりますけれども、それぞれの場所で適切に保管をされております。また、地方事務所のほうが定期的に見回りをしておりまして、もし不具合があればそれを補修するというような対応をしております。

次のページ、7ページ目でございますが、対策地域内、いわゆるがれきなどや家の片づけごみといったものもございまして、主にはがれきの処理でございます。真ん中の青いところにありますように、大熊、檜葉、川内、南相馬、双葉、飯館、川俣及び葛尾の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入については、一部の片づけごみを除いて完了しております。それから、家の片づけごみについては、継続的に排出されるために、引き続き回収を実施中ということでございます。私どもが25年12月の時点で推定をした量というのが、その上の段の茶色い網がけの上を書いてある真ん中のほうです。11市町村合計で80万2千トンと推定というふうに書かれているかと思えます。この量に対して、右側の真ん中の段にグラフがございまして、青い棒グラフがございまして、仮置場への搬入済量ということで、9月末現在で57万2千トンというところまで来ているということでございます。このグラフを見ていただくとわかりますように、去年の9月ぐらいまでは非常にゆっくりとした増加量だったのが、ちょうどそのころに仮置場の整備が進みまして、その関係で入り出したということでございます。また、仮設の焼却炉についても、先ほど企画課長のほうからもご説明がありましたけれども、整備が今年の春ぐらいから進んできているということです。

これの具体的な話とその次のページに書いてございまして、左側の地図に、田村市と書いてある下のところに破線で囲まれている白いところがございまして、仮置場の確保状況ということで、供用開始済は緑色、原状復旧済ということで、もう既に役割を終えたような仮置場も出てきているところでございます。仮置場については全て確保されているという状況です。仮設の焼却炉については、その右側に表がございまして、飯館の小宮地区、5トン炉というのが去年の11月ですが、その後に川内村と富岡と済みまして、特に春先です。4月、5月に非常に大規模な焼却炉、これが火入れを迎えて稼働を始めているということで、ちょっと訂正が間に合っておりませんが、飯館村については、水曜日に火入れ式を実はやっております、丸川大臣も出席して火入れ式をしております、240トン炉です。それから、檜葉のほうももう間もなく起工を迎えるだろうと思っております、200トン炉ということでございます。一番右側のほうに処理済量ということで、焼却をした量が書かれております。細かくはあれですけども、どこの焼却炉も仮設ということでございまして、3年程度前後して最大5年ぐらいということもあるかもしれませんが、その程度の焼却を予定しております。これについては、先ほどの検討会の取りまとめなどでも、こういった議論の中で仮設焼却炉の有効活用といったようなこともご指摘を受けたりしております。地元のご理解が得られればという前提ですけども、検討してまいりたいというふうに思っております。

次のページ、9ページですが、今日の会議の趣旨も考えまして、少し技術的なといいますか、稼働状況について、排ガスとか、あるいは、周囲の放射線量についてのご報告をいたしたいと思っております。9ページは代表例として、葛尾村の焼却炉、200トン炉でございまして、これの例を挙げさせていただきました。バグフィルターについては2段と、焼却のほうはストーカ炉ということでございます。焼却灰、飛灰です。数万ベクレルのオーダー、焼却飛灰のほうは最大で190,000Bq/kgの飛灰が出ているという状態ですが、排ガスについてはいずれも検出下限値未満ということで、検出下限値は2Bq/m³なんですけれども、これは、廃棄物のガイドラインのほうで月1回以上測定ということと、検出下限値もガイドラインには定められております。それに沿って測定をしておるということでございます。また、空間線量についても、敷地境界のところモニタリングポストを置きまして測定をしているということです。

さらに、詳細は、10ページのほうに、今申し上げたそれぞれ、どこではかっているかといったようなことが書いてございます。排ガスについては煙突のところではかっているということです。当然、ばいじん計があったりとか、あるいは、その検出下限値はそんなに低くはないですけども、放射性セシウムの連続監視装置もつけておりますが、今日、このページ以降で紹介している値としては、この測定箇所では吸引して、測ったものについてデータを載せさせていただいております。また、空間線量率、モニタリングポストなどについては、その下に敷地の絵が描いてございますが、敷地境界の各所で測っているということです。それで、青い長方形、仮設灰保管施設というふうに、ちょっと省略している気がしますが、仮設焼却炉の焼却灰を保管しているヤードということです。この青いところがそうなのですが、今のところ、真ん中から置き始めまして、現在のところ、敷地の左側、右側とそれぞれ端の部分、それから、真ん中の部分というところに焼却灰を置き始めているという状況で、測っている場所は、その赤い点であったり青い点であったりということでございます。

おめぐりいただきますと、測定データが出ております。5月29日から本格稼働をしておりますので、その本格稼働を始めた日から9月ぐらいまでを載せさせていただいております。本格稼働以降ほぼ毎日測っておりましたが、法的には、あるいは、ガイドラインのほうでは月に一回以上ということですので、安定的な運転が確認された以降は、ちょっと排ガスの測定頻度を落としたりしております。当然、そういう吸引して測るものはそういうふうに落としています、ばいじん計であるとか連続測定装置は常時稼働しておりますので、そういうところできちっと見ているということなんですけれども、ご覧いただくとわかりますように、主灰とか飛灰、それぞれのセシウム値が出ておりますけれども、そういう場合であっても、そこにありますように、焼却炉の煙道中のセシウム濃度等についてはNDであるということで、値としてはずっとNDであるという状況でございます。

めぐっていただきまして、13ページです。13ページのほうには空間線量率の測定データを載せさせていただきました。左の上には焼却処理前測定データというのがございます。5月と書いてありませんが、5月1日から7日ということで、焼却処理前のデータですが、本格稼働以降、29日以降のモニタリングポストのデータを載せさせていただいております。ずっと15ページまで載せさせていただいておりますけれども、ご覧いただくとわかりますように、処理開始前と比べてほとんど変わりのない値が検出されている、そういう状態というふうに理解しております。

それで、16ページに、その他の焼却炉です。対策地域内の仮設炉、あるいは、代行炉等も含めてデータを載せさせていただいておりますけれども、いずれも排ガス中のセシウム濃度は検出下限値未満であるという点、それから、空間線量率についても処理開始前とほとんど変わらない値ということで、順調に処理をさせていただいているという状況であることをご報告いたします。

それから、17ページですが、こうして仮置場に持っていき、それから、燃えるものは焼却をすることなのですけれども、もちろん再生利用が可能なものは再生利用に回すのですが、その後、最後、灰はどこに行くのかということですが、17ページの左側にフローがございまして、10万Bq/kg以下のものについては既存の管理型処分場に持っていくと、10万Bq/kgを超えるようであれば中間貯蔵に持っていくと。そういう予定になっております。

ですから、今のところは、先ほどの地図にもございましたように、仮設焼却施設の中の置場に焼却灰を保管しているという状態なわけですが、さらに、18ページをご覧くださいとわかりますように、既存の管理型処分場、これがフクシマエコテックと呼ばれるところでございまして、その所在地は富岡でございますが、搬入路のほうが檜葉にございまして、今、両地元のご理解を得るべく努力をしているということでございます。この18ページの一番右下にありますように、27年8月25日の申し入れを踏まえた国の考え方ということで、国有化をするということをお約束いたしております。国がきちっとしっかり管理をするということでございます。最新の状況

といたしましては、今週火曜日には、富岡のほうの町議会の全員協議会でご説明をまたいたしておりますし、楡葉のほうにおきましては、明日、町議会の全員協議会でまたご説明をさせていただくというような局面でございます。

次、19ページをおめくりください。19ページのほうは、福島以外の主要な5県の状況でございます。宮城県につきましては、詳細調査に去年夏に着手をして、現地調査に入ろうという努力をしてきておりましたが、先週の木曜日に井上副大臣、それから、宮城県の知事さんが夕方に会談をいたしまして、今年は気象条件から現地に入ることは諦める。それから、市町村長会議を年内には開催して、地元の市町村に対してご説明をするというような予定をしております。栃木県については、この一番下にありますように、塩谷町寺島入の豪雨影響調査を10月にしておりまして、その結果が大体まとまってきたということでございます。千葉県については、地元の市民への説明会というのをさせていただいておりますけれども、千葉市議会、市長のほうから再協議の申し入れというのがございまして、現在、その申し入れに対する検討を進めているというところでございます。茨城については、今年の春に一次保管市町の会議というのを開きまして、その場で課題を抽出して、宿題としていただきまして、その宿題に対する検討を進めているというところでございます。群馬については、2回目までの市町村長会議を開いたというところで、ちょっととまっているということでございます。

最後のページには、我々がこの5県で出しております長期管理施設の構造を示させていただきました。

説明については以上でございます。

(田中座長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただいた内容についてご質問があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大迫委員。

(大迫委員)

ありがとうございます。

今のご説明で2点ほど、一つは質問、一つはコメントになるかもしれませんが。対策地域内で11市町村合計80万トン程度の災害廃棄物等が出てくるということの中で、解体のほうの今後の見通し、進捗についてですが、解体撤去申請が6,600件で1,300件が実施済みというふうにあって、一つの家屋を解体すると相当量の廃棄物が可燃系を含めて出てくると思うんですけども、そこら辺りが今後の搬入量の見込みに影響はあるのかどうかとか、どの程度のウェートを占めているのかとか、そういったところの相場感を教えていただきたいということが1点です。

それから、もう一つは、これはコメントですけども、今日、葛尾村の焼却炉の測定結果をお示しいただいて、これまでの各県での都市ごみ系の飛灰等を保管されているわけですが、それらと比較して、この仮設炉での除染廃棄物等を中心とした処理対象物では、いろいろと燃やすものの性状等も変わってくると思っておりまして、何かこれまでの都市ごみ系とは違う傾向なり、また、留意点等も出てくるかと思っております。今現在において、もちろん外部への排ガス等ですね。そこはもう十分担保できているというデータをお示しいただいているんですけども、除染廃棄物の仮設炉における焼却処理に関する調査結果等も、この検討会等で紹介して頂いて、理解を深めるための科学的情報を提供すべきかなというふうに思っております。私どもの研究所もいろいろと協力して、今、調査も進めております。二つ目はコメントでございます。以上です。

(室石参事官)

1点目のご質問の件ですが、最初に説明をいたしております資料2の別添のほうの23ページの真ん中のほうに、処理スケジュールの明確化というようなご指摘がございました。こういったものも受けて、実を言いますと、現在、推定量の見直しというのをちょうどやっております。その大体の感覚なんですけれども、80万トンというふうに言っておりますが、そんなに当初、過小というわけではなくて、倍になるとか、そんなようなことはないというふうに思っております。数割変わるぐらいの感じかなという程度でございます。それは解体の話も全部含めてでございます。ということで、まだちょっと精査はできておりませんが、今持っている感触として、そういったような状況でございます。

(田中座長)

ほかにご質問はございますか。

崎田委員。

(崎田委員)

質問というか、この場に遅れまして申し訳ございません。それで、先ほどの資料2の、この前の検討会の取りまとめと関連する中で、指定廃棄物の地元へのより丁寧な説明と、地元との対話の実施という項目が、入っているということ踏まえて、この資料を拝見しています。それで、19ページのところで、福島県外に関して、五つの県で今、その状況に対応しながらフォーラムを開催されたり、地元への説明会を熱心にやっておられるという状況を拝見しています。ただし、半歩でも地域の方に近づいていただきたいという気持ちを込めてコメントさせていただきたいのですが、説明という段階の対話だけでなく、意見交換という場を、きっと草の根、膝詰めでやっておられると思いますが、きちんと地域の方と対話をしながら決めていくのだということをしっかり示しながら、そういう形をつくりながら、国も地域の方と対話しながら取り組むのだという方向をしっかり示して、引き続き頑張っていただければありがたいと思っております。よろしくお願ひします。

(室石参事官)

ご意見、大変ありがとうございます。前大臣の望月大臣も、現大臣の丸川大臣も強行は絶対にしないということを言っておりますし、地元へのご説明を何よりも重視するというのを常々言っております。事務方としても当然その方針で臨みたいというふうに考えております。

(田中座長)

私のほうから確認ですが、17ページの左側の図が非常にわかりやすく、理解しやすいのですが、ここで使っている言葉がいろいろございます。災害廃棄物という言葉もありますけども、それから、今日の説明があった特定廃棄物、その中に指定廃棄物、それから、対策地域内廃棄物、それから、汚染廃棄物という言葉も使われました。それで、この図の右側に除染に伴う土壌・廃棄物、その中の一部が、焼却の可能なものは左側の仮設焼却施設に入って、そうでないものは、そのまま下の中間貯蔵に入るということで、今日の議題の特定一廃・特定産廃というのがこの中ではどこになるのかなということ。

大ざっぱに量的な感覚ですけども、先ほど、5ページ目に指定廃棄物の量がトータルで約17万トン、その中に、ほとんど14万トンが福島からだということです。残りの3万トンがそれ以外の県からの指定廃棄物ということの量感はわかりましたが、中間貯蔵施設に行く、それらは特定一廃・特定産廃というのかどうか、その辺をちょっと、わかる範囲で説明いただければと思いま

す。

(室石参事官)

それでは、まず、最初に、私のほうから、すみません、飛ばしてしまって申し訳なかったのですが、資料3の2ページ目のところです。汚染廃棄物の処理と書いてある特措法の定義が書いてございます。特措法の名前は、放射性物質汚染対処特措法という言い方をしております。ですから、汚染廃棄物といった言葉が多分一番広いような言い方になるのかなと思います。その中で、ここにありますように、特定廃と、それから、特定一廃・特定産廃という枠が二つございます。それで、特定廃棄物と呼ばれているのは、これはあまり使わない言葉なんですけども、むしろ、その特定廃棄物の具体的なものである対策地域内廃棄物と指定廃というのがよく聞く言葉かと思えます。対策地域内廃棄物については、旧避難指示区域とほぼ同一である対策地域内に出てきた災害廃棄物等というものでございまして、指定廃棄物は、測定をした結果に基づいて、8,000Bq/kgを超えるものは環境大臣が指定するという行為で指定廃棄物になるのですが、旧避難指示区域のエリアの廃棄物については、一々をはかることなく国が処理をすべき廃棄物であるということで、対策地域内廃棄物というカテゴリを、その国が処理すべきものという意味を明確にした廃棄物ということで、そういうカテゴリをつくったということです。その枠の外の特定一廃と特定産廃というのは、その下に定義が書いてございますけども、特定廃棄物に該当しないもので廃棄物処理法が適用されるものですが、汚染されているものということで、8,000Bq/kgに届かないような濃度のものがあれば、こういう特定一廃という扱いになるということです。量的なものとしては、先ほどご説明の中で申し上げてきましたように、指定廃については先ほどの表に数値がございまして、対策地域内の中の、特に国が処理を優先すべき廃棄物が80万トンであるということでございます。

特定一廃・産廃の処理、量的なものはちょっと私のほうは存じないので、補足をお願いします。

(山本企画課長)

補足しますと、座長からは中間貯蔵との関係もご指摘がありましたので、特に除染の関係でいきますと、除染に伴う土壌・廃棄物とありますけども、土壌と廃棄物が必ずしも分別されているわけでもなくて、土壌をはぎ取ったり、その土壌の中に廃棄物がまじり込んだりというようなこともあります。そうでなくて草木系だけのもので、いわゆる対策地域でない普通の汚染度の低いような市町村除染のものであれば焼却することも可能で、そういったものを焼却するというのもあるのですが、基本的には除染物として、土壌だとか廃棄物ということで保管されているものは、中間貯蔵施設に持ち込むことになっています。ただ、除染物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物で、そちらの上乗せ基準がかかる形になります。特に市町村除染のものについては、そういうような整理になりますので、それは現地のところ、減容化できるものは必要な減容化をするということなんですけども、量的なものは、非常に漠とした数字、除染物全体の最大このぐらいというような量はありますけども、細かな量については、今、ちょうど中間貯蔵に搬入するための計画を立てているので、それぞれどういったものをどれだけ保管しているかという情報は整理していると思いますが、今はまだ、それをお示しできるような数字になっているかどうかは、私も確認しておりませんので、また提供できる情報がありましたら、整理をした上でご提供させていただきたいと思えます。

(田中座長)

ありがとうございました。

井口委員。

(井口委員)

1点確認させていただきたいのですけれども、17ページで、今、田中座長が示された、既存の管理型処分場と中間貯蔵施設への受け入れ基準として10万Bq/kgで分けますよね。その場合に、今回お示しいただいた葛尾村の焼却施設の飛灰の結果を見ると、10万Bq/kgを境にしてわずかに異なるグレーゾーンの施設がありますが、そのような濃度の廃棄物、飛灰がある場合に振り分けるときにはどういう判断基準をとられるのですか。例えば、11ページには、ちょうど10万Bq/kgと10万1千Bq/kgというような値の飛灰があつて、これはフレコンバック当たりの濃度ではないかと思うのですけれども、この場合、10万Bq/kgの飛灰は普通の管理型処分場に行くのだけれども、10万1千Bq/kgの飛灰は中間貯蔵へ行くというようなことになって、合理性を欠いているのではないかと思うのですが、その辺りの具体的な実務上の取り扱いではどのようにお考えでしょうか。

(室石参事官)

まだ搬出がされていない状況で、フレコンに詰めて、その測定値のラベルを貼っているような状態で保管しているということですので、中間貯蔵チームともよく話をして、実務的な詰めを今後も進めていきたいと思っておりますけれども、今考えているところでは、もちろん10万と10万1千の違いというのは、測定装置の測定能力といいますか、放射線の測定の実務のことを考えると、まさにおっしゃったように、合理的な違いが果たしてあるのかということだと思っておりますので、その辺については少し、ただ、周辺住民の方のご理解を得られるやり方でないといけませんと思っておりますので、よく考えさせていただきたいというふうに思います。

(田中座長)

それでは、そろそろ次の議題に移りたいと思います。

議事の三つ目になりますけれども、資料4、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて、事務局より説明いただきたいと思っております。

(岩佐主査)

それでは、資料4のご説明を事務局よりさせていただきます。

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについてということなんですけれども、まず、背景としましては、①にございますように、特措法の23条におきまして、廃棄物処理法が適用される廃棄物であつて、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがあるものとして特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を定義しております。先ほどからご説明申し上げておおり、こちらについては指定廃棄物ではございませんので、8,000Bq/kg以下という形で基本的には考えております。

こちらの具体的な要件なんですけれども、実は、平成24年12月に一度改正をしております。そのときの考え方としましては、6,400Bq/kgを超えるおそれのない地域と廃棄物について、下にある図1のとおり見直しを行っております。実際には、この図の中の三角の部分です。こちらについて、もともと丸だったのでございますけれども、見直しを行って、新しく排出されるものについては全て解除という形で行っております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございますけれども、少々繰り返すにはなりますが、②にございますとおり、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、特別な処理基準が適用されることになっております。また、その処理を行う中間処理施設、要は焼却処理だったり、脱水処理なんかを行う施設ですね、あとは、最終処分場につきましても、廃棄物処理法に基づく維持管理基準のほか特別な維持管理基準を、資料5

でも出てきますけれども、例えば、月に1回の地下水の測定だったりとか、空間線量の測定、こちらがかかってくるようになっております。

③になりますけれども、こちらは、安全評価によって8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法、廃棄物処理法による処理方法によって、周辺住民と作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であるというふうに評価をいただいたところですが、入念的に汚染に対処するために、特別な基準を適用して、より一層の安全確保を図ろうという形で、当初、網をかけたものになっております。

④でございますのは、当初の考え方ということで、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、先ほど6,400Bq/kgと申し上げましたけれども、こちらは、あくまでも8,000Bq/kgの指定廃棄物にあたる廃棄物を見つけ出すための基準という形で設定をしております、8,000の8掛けという数字になるのですが、8,000に近い廃棄物として6,400Bq/kgを超える廃棄物が過去に排出された地域を都道府県単位で特定しまして、データに限りがある中で、安全側に立って広範囲の地域を対象としておりました。

⑤になりますけれども、そういった当初の網のかけ方もあって、前回の要件見直し時においては、6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、また、一定程度汚染された廃棄物の多量排出が今後は見込まれないと考えられる都道府県と、特定の構造の施設と廃棄物の種類、こちらについても要件から外すこととして、前回、見直しを行っております。

⑥になりますが、こちらについては、要件の見直し以降に、今回、3年ほどたっておりますので、追加的な知見が得られております。それに基づきまして対象地域等を見直しまして、さらなる規制の合理化を、取りまとめのほうでもご意見をいただきましたので、やっていきたいということで考え方を示しております。

3ページ目に、実際に要件見直しを今回やる際の考え方を示しております。①、②に関しましては、前回同様なんですけれども、前回と違いますのは、平成26年度までのデータがそろっておりますので、直近のデータである平成26年度のデータにおいて、6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されておらず、一定程度に汚染された廃棄物の多量放出が今後見込まれないと考えられる都道府県と、あとは、特定の構造の施設と廃棄物の種類について、要件から除外していこうと考えております。

こちらについて、具体的にはどの辺りを指しているかと申しますと、4ページ目を見ていただきまして、図2として要件見直し概要（案）を示しております。こちらの（1）の水道施設の乾燥汚泥（天日乾燥）という一番上の欄になりますけれども、もともと宮城県、福島県、栃木県、群馬県、こちらについては丸で、要件であったものですが、今回から要件から除外をしていこうという形で考えてございます。

5ページ目に、その根拠となるデータをお示ししております。参考1というところの図1になりますけれども、こちらは、特措法の16条の報告に基づき、各施設の放射性物質の汚染濃度、廃棄物の濃度を国に報告することになっておりまして、6,400Bq/kgを超える廃棄物については、もうこちらの施設からは出てきていないということがわかるかと思えます。米印にありますとおり、上記の施設数というのが6施設しか載っていないのですけれども、実際には、平成24年度は106件ほどございまして、上の参考1の四角囲みの中の米印になるのですが、3カ月以上の期間において3回以上、放射能濃度の測定結果が6,400Bq/kg以下であれば、もしくは800Bq/kg以下であれば、調査義務が免除、また、報告義務についても免除されるということになっておりますので、実際には100件ほどの施設がある中で、もう既に6,400Bq/kgを下回って報告をしてきていない施設があるということですので、基本的に全ての施設が6,400Bq/kgを下回っているというような状況が見てとれるかと思えます。

また、図2についても、こちらについても、今回、6,400Bq/kg以下の施設であるということで、

免除していく方向で考えておるのですけれども、米印にありますとおり、8,000Bq/kg超の部分で宮城県の施設が1施設入っております。こちらについては、実際には保管していた指定廃棄物を平成26年度になって報告してきたというものですので、今回の要件見直しのデータの中からは除外して考えたいと考えております。

前後して申し訳ありません。3ページ目に戻っていただきまして、③、④、それでも除かれない施設の、個別での施設の考え方になるのですけれども、こちらは、放射性セシウムの溶出が低いとわかっている廃棄物と、溶出率が高いというおそれのある廃棄物と、2種類に分けて考えていきたいと思っております。

まず、③の放射性セシウムの溶出率が低い、要は、水に溶けにくいとわかっている廃棄物についてなんですけれども、こちらは、図3と図7に実際にデータを載せております。わかりやすいのは図7ですので、図7、8ページ目をご覧くださいと思うんですけれども、こちらは、基本的には、6,400Bq/kg以上として残るのは福島県になっております。福島県も6,400Bq/kgを超える施設は2施設のみで、それ以外の施設については800を下回る施設もあるということがわかっております。ですので、こちらにつきましては、福島県については個別施設ごとに対象外としていく形をとりたいと思っております、すみません、また3ページ目に戻るのでありますけれども、3ページ目、③の4行目からです。こちらについては、6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出される施設に限られてきているということがわかっておりますので、6,400Bq/kgを超える廃棄物が排出されていない施設につきましては、今後も多量排出が見込まれないと考えられますので、事業者の申請に基づいて、実態を確認して、個別施設ごとに対象外としていこうと考えてございます。こちらが、流動床から出てくる、公共下水道等から出る焼却灰と、あとは、廃棄物焼却施設から焼却したものの中でも、焼却灰その他燃え殻というふうに書いている、主灰とスラグと言われるものの考え方になります。

すみません、④になるのですけれども、こちらについては、先ほど申し上げたとおり、それでも残るもの、放射性セシウムの溶出率が高いおそれのある廃棄物として、二つまだございます。こちらは、公共下水道及び流域下水道の流動床以外の焼却施設から排出されるばいじん、そして、廃棄物の処理施設である焼却施設から排出されるばいじん、この二つについてなんですけれども、この二つにつきましては、図4、図8になりますが、特に、量の多い図8を見ていただきますと、まだ8,000超、また、6,400を超える廃棄物が幾つかあるというような状況でございます。ですので、こちらについては、個別施設ごとに確認をとりながら考えていかなければならないというふうに考えておるところでございます、すみません、3ページ目に戻りますけれども、④の3行目からです。放射能濃度の低下によって、16条報告の件数自身は減少してきております。ですが、先ほどから申し上げているとおり、溶出率が高いという場合があることが試験の結果から得られておりますので、これを最終処分した際の廃棄物最終処分場における溶出、溶け出し、これについても考慮していく必要があるというふうに考えております。そのため、これらのばいじんの要件の見直しにつきましては、汚染状態が特措法施行規則の第33条及び35条に規定する基準、こちらは特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理施設の維持管理基準になるのですけれども、こちらに適合しないおそれが少ない施設については、事業者の申請に基づいて、個別施設ごとに対象外としていくことが妥当ではないかというふうに考えてございます。

すみません、この第33条及び35条に規定する基準というのはどういうものかということですが、参考2につけてございます。9ページ目になるのですけれども、こちらは特定一般廃棄物を処理する施設の維持管理基準になりますが、黄色部分です。2のところになりますけれども、排水溝において放流水中の濃度、事故由来放射性物質の濃度を監視することで、周辺の公共の水域の水中の濃度が、9ページ目の一番下にある60分のセシウム134の濃度、プラス90分のセシウム137の濃度、これが1を下回るということを確認するという形で規定しております。この基準に適

合しないおそれということですので、実際には、4ページ目の米印に少し考え方を整理してございます。ですので、先ほどから申し上げているとおり、この施設から排出される廃棄物を処分する最終処分場におきまして、排水溝における放射能濃度が周辺の公共の水域の水中の放射性セシウムの濃度限度を超えるおそれの少ない場合ということを考えてございます。具体的には、セシウム137単独でございまして、濃度限度値である90Bq/Lを下回るというふうに考えられる場合として、実際に放射能濃度を廃棄物の濃度に直しますと、セシウム134及びセシウム137の濃度の合計値が900Bq/kg以下というのが目安になってくるかと考えてございます。

これがどういう考え方というのは、参考3、10ページ目になります。こちらについての理論的な説明をさせていただきますと、こちらについては、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は廃掃法、廃棄物処理法が適用される廃棄物でございますので、セシウムの溶け出しについても、従来の重金属等に対する溶出基準と排水基準の関係性を踏襲していくことが妥当というふうに考えてございます。重金属等とセシウムの違いですけれども、基本的には放射性物質ですので、自然減衰するということと、セシウムは非常に土壤に吸着しやすいという性質がございまして、基本的には、4行目になりますけれども、重金属等々については、溶出基準と排水基準が同値という形になっております。これは廃棄物処理法の中でそうなっているのですけれども、土壤への吸着が大きいと想定されるカドミウムとかヒ素、こちらについては、実際には排水基準の3倍値が用いられておきまして、排水基準が10であれば、溶出量の試験をしまして、それが30までであれば、管理型処分場に埋め立ててよいという形に基準がなっております。ですが、セシウムについては、住民の方のご心配の声等もございまして、3倍値を用いることをせずに、安全面、保守的な判断を用いまして、排出口において監視する濃度限度値と溶出量の基準値を同値と考えることが妥当ではないかと。セシウム137のみでは90Bq/Lとすることが妥当ではないかと考えてございます。

こちら、焼却ばいじんの溶出率は、100%溶出するというものではないのですけれども、保守的にあくまでも100%と仮定しますと、試験法の液固比が10、つまり、廃棄物1に対して10の水を入れて溶け出しを確認する試験になっておりますので、廃棄物自体の放射能濃度については、セシウム137のみを対象とすれば900Bq/kgというふうになると考えてございます。ただし、「なお」というふうにございますが、埋立廃棄物からのセシウムの浸出水経由の流出というものは短期的なものではなくて、数十年という長期的な視点で評価するものでございまして、溶出基準の放射能濃度についても、本来はセシウム137のみを対象とすることが妥当と考えられます。しかしながら、2015年9月時点でセシウム134も20%ほどまだ残ってございまして、より保守的に考えまして、合計値でセシウム134も含める形で900Bq/kgを下回れば、セシウム137は当然900Bq/kgをさらに下回っているということでございまして、合計値で900Bq/kgという形で目安を考えていきたいと考えてございます。

なお書きでございまして、廃棄物由来の再生製品では、焼却灰はセメント等のリサイクルに回ること、原料になることは考えられますので、こちらについては、あくまでも原子力安全委員会の出されている安全確保の当面の考え方に従いまして、再利用して生産された製品については、 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ 、こちら以下になるように、「適切に管理されていることを確認する必要がある。」と示されてございます。こちらは、廃棄物そのものというよりは、利用状況によって、利用側で $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ を確認するものでございまして、今回の見直しでは考慮しないということをご留意させていただきたいと思っております。

以上が資料4のご説明になります。よろしくお願いたします。

(田中座長)

ありがとうございました。

それでは、資料4の内容についてご質問があれば、お願いしたいと思います。
大迫委員。

(大迫委員)

一つ確認と、あと、コメントになります。

まず、3ページのところの要件の見直しの考え方に関して、私もきちっと記憶が十分ではなくて申し訳なかったのですが、①、②のところの6,400Bq/kgを超える可能性がないものは施設の要件を外し、また、廃棄物の種類としても要件を外すということは、これはばいじん以外という理解でよろしかったでしょうかということが質問です。そのように明記されないと、③番、④番とつながってこないなと思ったものですから。

それから、最後に、参考3として、今回の特定一廃・特定産廃のばいじんについての要件について、特定一廃・特定産廃とみなさないための考え方を示していただいて、900Bq/kgという目安をお示しいただきました。この考え方の全体としては、私も、これで大丈夫ではないかというふうに考えておりますが、こういう数値に関してきちっとした根拠といますか、合理性を持った説明をやはりしていかなければならないと思っていますので、ぜひ次回にでも、その辺りを整理していただければと思います。そのポイントなんですけれども、廃棄物処理法の溶出基準と排水基準との関係を踏襲するから大丈夫なんだという考え方はもう少し丁寧にやったほうがいい思っていて、物質としての特性が違うので、土壌への吸着性に関しては重金属と一緒に、あるいは、私らの知見では、セシウムはもっと土壌への吸着性が高いとは認識しているのですが、その溶出、つまり、10倍で薄めた液固比の中での溶出値と、排水で出てくる可能性のある数値の関係性については、やはり物性によって違うと思うのですね。

重金属は、そもそもよく化学の本なんかで溶解度積という、これ以上もう溶けないというレベルで規定される場合が多くて、液固比10でこの溶出値を把握していれば、排水が出てくる数値もある程度は類推できるという感覚を持っているのですが、セシウムの場合は、特に飛灰中のセシウムの場合はちょっと違う物性も持っていると思いますので、そういったところがきちっと整理できるようにということと、それから、やはり、今回の溶出試験は、廃棄物処理法上の環境省告示13号法とは違うJISのKの0058を使っているのですね。ここは、違いがあるのだけれども、その13号法では5ミリ以下のものを扱うということで、飛灰に関しては極めて粒径が小さいものなので、別にこの試験の違いによって、数値がそれほど大きく変わるという可能性はないかと思えます。そういったところもきちっと説明した上で、何か対比表みたいなものをつくって説明いただいた上で、結論を出していかないと、後々また、さまざまな疑念等をご指摘されるといけないので、そういったところの整理をお願いします。

基本的には、もともとが入念的な規定になっておりますし、それから、排水の放流水の基準値に関しても、本来、特措法上の基準は、放流水を監視することによって、公共水域でこの1未満を達成せよというふうにして書いてあって、ガイドラインでも、ここですぐ放流水がもし1を上回った場合であったら、実際の排出している公共水域で測ってくださいというようなことまで書いてあるのですね。ですから、厳密ではないのですが、環境基本法上の環境基準をそのまま排水基準にしているような感覚になっていると思います。そのようなところも含めた入念的な形の監視になっているので、ぜひそういったところをきちっと説明できるような資料をつくっていただいた上で、次回、いろんな議論を踏まえて、結論へ持っていくことが必要ではないかと。2点目はコメントです。

以上です。

(田中座長)

その辺はぜひ協力、資料を提供いただきたいと思います。
ほかには、新美委員、お願いします。

(新美委員)

ありがとうございます。

私も基本的には、この見直しの考え方は、私も適切であろうと思います。それを踏まえた上で、1点確認をさせてください。資料の5ページです。保管していた指定廃棄物が後になって報告されたということで、除外をされたということですが、いつのものが26年になって報告されたかは確認されておりますでしょうか。その辺をしっかりとっておいていただけたらと思います。

(田中座長)

後でまとめて。

蛭沢委員、お願いします。

(蛭沢委員)

ありがとうございます。

3ページに要件見直しの考え方がありまして、①と②、①が対象地域の考え方で、②が対象施設・廃棄物種類の考え方となっておりますけれども、これが少しわかりにくくて、今ご指摘がありました5ページの水道施設、乾燥汚泥の8,000が1件ありましたと、過去のものだという話なんですけれども、こういうケースについては、対象地域は都道府県単位なんですか。外すということとの関係がどうなっているかです。対象になるのかどうかといったことです。それから、そういったケースはほかには多分ないように聞いたのですが、それと、②番の施設ごとで要件をかけているということが、ここも今までダブルになっていたのかなという印象があって、その辺を、まず先に確認をさせていただきたいと思います。

(田中座長)

じゃあ、ここまでの質問に対してお答えいただけますか。

(岩佐主査)

ご指摘ありがとうございます。

大迫委員からいただいた①、②については、確かに、すみません、こちらにはきちんと書き込んでおりませんが、③、④以外のものということで、基本的にはばいじん以外という形のものでございます。申し訳ございません。

また、新美委員からご指摘いただいたことにつきましては。

(池田補佐)

こちらは確認をしております、発生時期としては、平成23年9月までに発生したものを保管していること、それを26年度に報告していただいていることを確認しております。

(岩佐主査)

また、蛭沢委員からご指摘いただきました、こういった保管していたものがどういった扱いになるのかということなんですけれども、実際には、すみません、4ページ目の図を見ていただきますと、図2になるのですが、一番下の図の欄に、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物ということで欄がございまして、基本的にはこういったものが保管されていて、その後処理されて

も、こちらについては特定一廃・特定産廃となっていることが決められてございます。また、基本的には出た時期で、そのときの法律が関わってくるものですので、これは改正前に出た廃棄物であるということであれば、基本的には、そのときの処理基準とか、特定一廃・特定産廃の基準が適用されていくこととなりますので、こちらについてはそのときの基準が適用されるということで、今回、保管をしていたからといって、その後に解除されたとしても、その後に出てきたものの基準がそちらにもかかるというわけではないという形になってございます。

(田中座長)

いいでしょうか。

ちょっと確認しますが、4ページ目の図2です。これは、5ページのデータから見て、5ページの図1では、水道施設の乾燥汚泥（天日乾燥）では全て6,400以下ですね。したがって、この図2の上の水道施設の乾燥汚泥（天日乾燥）のところの丸があるところが、全部今後は三角になると、こういう理解でいいですか。

(岩佐主査)

表現ぶりは考えますけれども、基本的に三角になるという形で理解いただいて結構だと思います。

(田中座長)

そうすると、前回は何年以降のものはということで、平成24年1月1日以降のものが除外ですけれども、今回は、例えば何年以降というのは入りますか。

(岩佐主査)

すみません、凡例のところをご説明しなかったかと思いますが、4ページ目の図2の上に凡例がございまして、今回要件から除外する白丸のところですね。こちらについても、あくまでも特措法が施行されたのが24年1月1日からですので、それ以降のデータしか基本的にはないので、平成24年1月1日より以前のものは、基本的にはそのまま特定一廃・特定産業廃棄物のままとなりまして、24年1月1日以降に排出されたことが明らかなものとして解除していくという形になります。

(田中座長)

わかりました。24年の見直しと同じような扱いになるわけということで、上の丸が全部三角形になるということです。

二つ目の、水道の脱水の天日乾燥以外というのは、5ページ目の図2ですね。それで、8,000Bq/kgを超えているのが宮城県ですけども、既に宮城県は三角になっていますよね。それはこのままということで、今さっきの説明のように、例外的なものだったということでもいいということですね。

崎田委員、お願いします。

(崎田委員)

ありがとうございます。

今回のご提案のような形で要件見直しが進んだ場合にどうなるのかということをお伺いしたいと思うのですが、例えば、これまでのものはそのまま保管されているものもあるというお話ですので、例えば、下水道とか焼却の施設で、今後この要件から外されたときに、いろいろなモニタリング

や、データの集約というのは、法的には全くやらなくてもいいという状態になるのだと思います。けれども、やはり、地域の方にとっては、そういうモニタリングデータがちゃんと保管されているとか、施設で把握されていて、その数値基準がかなり低いということが安心材料になると思うんですが、何かそういうことに関しては別の法律なり別の規定なりで担保されているのか。あるいは、逆に、いろいろな研究所などの研究費として定期的に管理を、そういうチェックをしていただくのか。どういう状態になるのかということをお聞かせいただけます。

(岩佐主査)

この要件から除外されたもののデータについては、基本的には、確かに、6,400Bq/kg以下では免除できるという16条の報告の義務、義務というか、16条報告で、そういった形の免除規定もございますので、そもそも、全ての施設で、現段階でも報告をしてきているわけではないのですが、基本的には、自治体、または、市町村、また、事業者さんも、住民との関係上必要があれば、やはり測っているということが続けいらっしゃるところが多くございます。こちらについては、環境省のほうでも、定期的に調査を実施しておりまして、6,400Bq/kgを下回った施設についてもアンケートを行いまして調査をして、どういった状態になっているのかということ定期的に把握するように努めておりますので、今回の要件から外れたからといって、データが全くなってしまうというわけではないという形になるかと思えます。

(田中座長)

大迫委員。

(大迫委員)

今の点はいろんな住民の方々との関係も含めて大変留意すべきところなんですけど、今回の取りまとめが規制の合理化ということであったので、やみくもにコストをかけるということは難しい。そこもやはり改善していかなくちゃならないし、そういう中で住民の方にも理解をしていただかなきゃいけないということで、廃棄物側からの管理のあり方としては、この方向でやるにせよ、やはり、例えば、実際の公共水域でありますとか、また、別に環境のモニタリングというのはやられるわけなので、そういったこともやはり今後、環境基本法に基づく放射性物質の管理のあり方という議論もあるわけですから、そういった全体の中でやはりきちっと理解を深めていただくという方向にして、あまり安易に、住民の方との関係で、それは継続したほうがよいようなことになっていくということとはまたちょっと違うのかなというふうにも思います。コメントです。

(蛭沢委員)

今のことに関連しまして、今のご意見はよくわかりました。一方で、規制とか、あるいは、要件を合理化、あるいは、一部を外していくとかいうことに関しては、当然ながら、科学技術的には、合理性が根本にあるのは間違いなく、それに基づいて決めていくということだと思います。一方で、先ほど崎田委員からもございましたように、非常にセンシティブな問題でありますので、これは、ほかの環境のモニタリングとあわせてというようなことを、今回のこの見直しを行うときにどこまで書けるかという問題はあろうと思うんですけども、全体として見て、その中で、この合理性というのを、科学技術的には当然なんですけど、ある意味社会合理性というようなことも、社会的な理解とかいう点も踏まえたことが入っていたほうがよいのではないかと思います。

(田中座長)

ありがとうございました。

では、最後の報告書の取りまとめのところの中にそういうニュアンスを含めるということを検討していただきたいと思います。

それでは、議題の四つ目に移りたいと思います。資料5、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の維持管理要件の見直しの方向性について、事務局より説明いただきます。

(池田補佐)

では、資料5を説明させていただきます。特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋立処分している最終処分場の維持管理要件の見直しの方向性についてということでございます。

まず、「はじめに」ということで、繰り返しになりますが、放射能濃度8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって安全に処理することが可能であるものですが、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処するための特別な処理基準を適用していると、それによって、より一層の安全確保を図っているところでございます。

まず最初に、簡単にではございますが、現在の構造基準であるとか維持管理基準をまとめておりますので、説明をしたいと思います。

図1につきましては、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準を示しております。こういった最終処分場に特定一般廃棄物・特定産業廃棄物を埋立処分しているというところでは、特措法による構造基準の上乗せ基準は特にございませぬので、こういった廃棄物処理法に基づく処分場に埋立処分されているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、図2、見開きで表1というものを載せております。こちらは、まず表1のほう、3ページ目ですが、廃棄物処理法及び特措法による埋立処分基準の概要を整理しております。埋立処分基準としましては、廃棄物処理法によって従前の規制がかかっております。今回の特措法による上乗せの特別基準といたしまして、図2に整理してあるように、下部土壌層の設置であるとか、層状の埋め立ての仕方というものを上乗せとして基準をかけている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございますが、表2には特措法及び廃棄物処理法による維持管理基準の概要を示しております。従前の最終処分場の規制としまして、廃棄物処理法によって地下水測定、放流水測定等の基準がかかっておりまして、地下水測定でいきますと、重金属等の測定を年1回以上測定いただいていると。これに対して、特措法の上乗せの基準として、事故由来放射性物質の濃度を月1回以上測定いただいているということでございます。また、放流水につきましては、廃棄物処理法によって、排水基準項目について年1回以上の測定、上乗せ基準としまして、先ほどご説明させていただきました周辺の公共の水域のセシウムの濃度限度を設定しておりますので、それを監視する目的で、放流口で測定を月1回していただいているということでございます。空間線量率につきましては、特措法の上乗せ基準としまして、敷地境界において7日間に一度測定をいただいて、埋立終了後は月1回の測定をいただいているという状況でございます。今回、黄色で色塗りしております地下水測定、放流水測定、空間線量率の測定について、詳しくデータをお示ししまして、今後の特措法の上乗せ基準の考え方の見直しの方向性をお示ししたいと思っております。

また、表3には、廃棄物処理法、特措法による最終処分場の廃止基準の概要を整理してございます。現在、特措法による上乗せ基準は規定していないという状況になってございます。

続きまして、5ページでございますが、今回お話をさせていただく維持管理基準について、もう少し詳しくお話をさせていただければと思います。

今回、地下水測定、放流水測定、空間線量率の測定についてということで、まず、1番目とし

まして地下水の測定でございますが、こちらにつきましては、最終処分場の上流、下流の二つの井戸におきまして、周辺の地下水の水質に影響がないことを確認いただいていると。これにつきましては、月1回以上の測定をお願いしているところでございます。2番目としまして、放流水の測定でございますが、こちらについては、下流域の公共用水域に濃度限度の設定をしております、それを監視する目的で、放流口での測定をしているということでございまして、こちらにつきましても、放射性セシウムの濃度を月1回以上測定いただいているというところでございます。3番目としまして、空間線量率でございますが、こちらにつきましては、処分場周辺の生活環境、人の健康に影響がないことを確認するため、敷地境界におきまして7日間に1回、埋立終了した最終処分場においては月1回の測定をお願いしているというところでございます。

めくっていただきまして、6ページですが、こういった上乘せ基準に対しまして、管理者の方にアンケート調査等を実施しまして、現在の測定状況について整理をいたしましたので、説明をさせていただきます。

まず、2ポツ、1) ですが、地下水測定です。地下水測定につきましては、月1回の測定データにおきまして、私どもがお示しをしている廃棄物関係ガイドラインで検出下限値としてお示ししています2Bq/Lという値を全て下回るデータということでございました。続きまして、放流水の測定ですが、放流水の測定においても、直近のデータにおきまして96%が10Bq/L以下という非常に低い濃度となつてございました。最後、空間線量率の測定ということで、こちらについては、7日間に一度の測定結果を整理したところ、敷地境界の測定値とバックグラウンドの測定結果は概ね同程度となつていたということでございます。

この1)、2)、3) について、詳しく参考資料にデータをおつけしておりますので、ご説明をしたいと思います。

まず、地下水測定の結果ですが、8ページの参考1をご覧ください。参考1につきましては、年度ごとの測定結果を県ごとにお示ししてございます。こちら、一番下が直近のデータになってございますが、全て、測定状況としましては、不検出及び2Bq/L以下という結果になってございます。

続きまして、9ページ、参考2に放流水の測定結果をお示ししております。こちら、年度ごとに下へ行く順に新しい年度の測定結果を載せてございます。こちらは、全ての測定施設についての放流口における放射性セシウム濃度の濃度値をグラフ化したものになっております。不検出の施設については0Bq/Lということで集計をしております。全体の施設数として、80%以上の施設で不検出という状況になってございます。こちらは、あくまで放流口、最終処分場の放流口での測定結果になってございます。

続きまして、10ページ以降、参考3といたしまして、空間線量率の測定結果をお示ししております。まず、10ページから13ページまで、図1から図4まででございますが、こちらにつきましては、八つの最終処分場の全ての測定結果をグラフ化したものでございます。1週間に一度測定をいただいておりますので、全ての測定結果といたしましては200程度の測定結果がございまして、敷地境界につきましては東西南北4カ所の測定結果をお示ししております、そこから少し離れたところとしてバックグラウンドの測定をいただいておりますので、グラフの中には地点1、地点2、地点3、地点4という敷地境界の測定結果と、少し離れたバックグラウンドの測定結果を図示してございます。こちら八つの施設の結果をご覧くださいますと、敷地境界の測定結果とバックグラウンドの測定結果というのが概ね同程度だということが見てとれると思います。また、若干ではございますが、経年的に右肩下がりの値を示しているということがわかるかと思えます。

また、14ページでございますが、こちらにつきましては、全ての測定施設、調査した施設の結果を載せてございます。この棒グラフの見方でございますが、施設ごとに測定いただいております。

すバックグラウンドの平均値を青色の白抜きのグラフでお示しをしております。それに重ね合わせるような形で、敷地境界4地点の平均値を図示してございますので、バックグラウンドと測定値が重なっているというグラフになっております。バックグラウンドの上に赤く出ている部分が測定値になりまして、若干測定値が高い場合は、このようなバックグラウンドの上に赤い部分が出てくるということになってございます。

こうした測定結果から、今後、見直しの方向性について考えていきたいと思っております、6ページにお戻りいただけますでしょうか。アンケート調査の中では、管理者の方から、維持管理におけるご意見を頂戴しております、6ページの4) のところでございます。三つ目にありますように、週1回の放射能の測定で半日程度の時間が割かれているということで、それ以外の放射能に関する測定等にも手がかかっているというご意見も頂戴しております。また、下から2番目にありますように、廃止に向けた基準及び指針がないため、今後の跡地利用等を含めた計画の策定ができないというようなご意見も頂戴しております。

こういった管理者からのご意見も踏まえまして今後の見直しを検討していきたいと思っております、その大まかな方向性につきまして、7ページ、3ポツのところにお示しをさせていただいております。こちら、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等を埋立処分した最終処分場について、先ほどお示ししました測定結果などから、今後このような最終処分場への特別維持管理基準、特措法による上乘せ基準になりますが、こういった特別維持管理基準が合理的な規制になっているか、過剰な規制となっていないかを検討していきたいと思っております。

そのような中、どのような観点で見直しをさせていただいたところでお示しをさせていただいております、委員の皆様方からご意見を頂戴できればと思っております。具体的には、規制の合理化のため適用を除外すべき要件があるか。地下水の測定については、測定結果及び科学的特性、土壌への吸着等を考慮し、必要かどうかも含め検討すべきではないか。必要だとすれば、それはどのような場合で、どのような頻度が合理的であるのか。放流水の測定については、測定結果だけでなく、科学的・技術的知見も踏まえて、科学的安全性を確保しつつ、合理的な測定の頻度等を設定する必要があるのではないか。空間線量率の測定については、測定結果を踏まえた合理的な測定頻度はどの程度か。また、いつまで測定を行うかについても検討すべきではないのか。特に、廃棄物処理法においては、埋立処分が終了した埋立地は概ね50センチメートル以上の土砂による覆いにより開口部は閉鎖されることになっておりますので、このようなことも考慮すべきではないのか。特定一般廃棄物等を埋立処分した最終処分場を類型化することにより、継続した測定が必要な施設が明らかとなるのではないか。一部のみ特定一般廃棄物等の埋立が行われ、今後は通常の一般廃棄物又は産業廃棄物のみを処分する最終処分場については、いつまでどのような管理を行っていくべきなのか。いつまでどの程度の頻度で管理を行うかについては、最終処分場の廃止基準とあわせて検討する必要があるのではないか。最後ですが、埋立終了した最終処分場のデータを広く集めて検討していく必要があるのではないかとということでお示しをさせていただいております。この点について、どのような、ほかに検討していく論点、必要性があるのかということところを、ご意見を頂戴できればと思っております。

説明は以上でございます。

(田中座長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

井口委員。

(井口委員)

二つ質問させていただきたいと思います。

まず、今回示されたデータから間引いてモニタリングするという考え方は結構だと思うんですけども、いわゆる平常時というか、普通の場合に、通常の廃掃法に基づく環境モニタリングと同じような頻度でも問題ないというふうに私は判断するのですが、例えば、集中豪雨とか、いろんな異常気象があったようなときに、入念的というふうにここで書いているように、そういう場合は、廃掃法でも特別にチェックするようなことはあるのでしょうか。一般の方が心配するのは、平常時は安定しているようなデータなので問題ないんだけど、処分地に自然の影響とか、あるいは、人が入ったりとか、ちょっと普通とは違うことが起こったときなので、そういう場合には、ぜひスポット的にモニタリングを行うようなことをつけ加えないといけないのではないかとこのように思います。ここでは移常時の場合にスポット的なモニタリングを行うことになっているのかという質問と、もしやらないのであれば、そういう考え方をに入れておかないといけないのではないかとこのようにコメントです。

もう1点は、跡地利用について、これは質問なんですけれども、この場合は、廃掃法の考え方でいくと、制限的利用というのはやらないわけですか。つまり、廃止基準を満たせば、そこは自由に跡地を使ってよいというふうにするか、あるいは、例えば掘削制限をするとか、そういう制度的な考え方を入れる、制限を入れるかどうかによって大分廃止基準が変わってくるのではないかとこのように思うので、その辺りの考え方について、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

(田中座長)

大迫委員、お願いします。

(大迫委員)

まず、一つ質問があるのでなんですけれども、9ページの図1で、最終処分場の放流水に関して期間を、それぞれ古いものから新しいデータまで整理いただいたのですが、例えば、一番下に行くにつれて、全体的には下がっているということの傾向はわかるのですが、図1の一番下のところの、例えば、岩手県の中の一番右側の黄色いバーは、前は見えていなかったところが高くなっているように理解しますし、また、福島県の黄色いところの一番右側のバーも若干高くなっているように見えます。全体としての傾向もあるのですが、個別施設ごとの時間変化を理由も含めて丁寧に見ないと、将来的にどういう傾向で推移するのかということもわからない部分もあるので、ぜひそこはお願いしたいと思います。もし何か理由がわかればというところが1点目の質問です。

それから、意見ですけれども、今、井口委員からあったように、頻度を減らすということは、全体的に私も、その方向のほうが合理性があると思います。最終処分場に関しては、先ほどの発生側の場所である焼却施設等の要件の見直しに対して、最終処分場は、既に特定一廃・特定産廃が埋まってしまったら、当面この施設要件は外せない中でいかに規制の合理化をするかという、問いかけだと思いますので、頻度については、やはり今、井口委員からあったように、廃掃法の基準が一つの目安ではないかとこのように私も思います。空間線量率以外ですけども。

その際に、例えば、放流水に関しては年1回ということになるのですが、そこを、まず半年に1回ぐらいから始めるかとか、そこら辺はいろいろな実際の労力とか、そういったこととの関係も含めて考えていただければいいのですが、基準が、3カ月の平均値が1を超えないということになっているので、例えば、半年に1回モニタリングした上で、もしそこで超過したら、3カ月継続して平均値を確かめるとか、そういうやり方が合理性があるかなということも思ったところなんです。

空間線量率はもう少しやはり頻度を、1週間に1回から月に1回とか、それほど労力のかかることではないと思いますので、崎田委員のほうからの施設の安全・安心という点から理解していただくということも含めて、まだ当面、この要件は外せない処分場なので、そういった対応が必要かなというふうに思います。

以上です。

(田中座長)

勝見委員。

(勝見委員)

今回、特定一般廃棄物、それから、特定産業廃棄物を埋め立てるということで、水理的に隔離をしているというところがポイントで、今日の方針、方針についても、廃止基準とか、あるいは、特定一廃・産廃が埋まった後、通常の廃棄物を埋めるということの話もございましたけれども、隔離層の性能がどれぐらい長期的に担保されるようなものがつくられているのかということについて、今日の方針の最後にございましたように、最終処分場のデータを集めていただくというようなこともございましたが、もう少し隔離層が将来も機能しますよといったことが証明できるようなデータを幅広く集めていただきたいなど。多分、ガイドラインにも書かれていますし、処分場の管理者の方々もそれぞれご苦労されているということでございますけれども、処分場によって、かなりこのやり方は幅があるのではないかというのが私の理解で、それは当然、もともとのどういうものを埋めていたか、どれぐらい埋めていたかということもございまして、それから、どれぐらいの量を特定で埋めたのかとか、あるいは、土壌層、隔離層をつくったのかということもございまして、例えば、土壌層の下の廃棄物はどういうものをどれぐらい埋めていて、土壌層をつくるにあたって、土木的にどういう配慮をされていたのか。あるいは、同様に隔離層についても、隔離層を、遮水層をつくるにあたって、中のその下の特定廃棄物はどういう形で埋められていたのかというようなところをもう少し網羅的にデータを集めていただくというのが、隔離部分の信頼性を説明する上で有効ではないかという具合に考えております。

以上です。

(田中座長)

ここで、簡単に答えられることはございますか。

(池田補佐)

井口委員からいただきました、通常の産業廃棄物を埋め立てている処分場の問題ですが、当然のことながら、豪雨とか台風とか、そういったことがあった場合には放流水も増量するということがございますので、そういったときにつきましても基準値を遵守するような維持管理をいただいているということです。

あと、跡地利用の制限につきましては、通常の廃棄物処理法の考え方ですと、埋立終了して廃止をすると、廃止した後は跡地の申請が都道府県知事に対してなされます。そこを改変する、掘り返したり、何か上地を利用したいというときは改変の届け出が要りますので、そういった届け出なしに掘り返しがなされて跡地利用がなされる制度にはなっておりません。入っている廃棄物が安定してそこにあるというような制度になっております。

大迫委員からいただきました9ページの放流水の個々の施設につきましては、正確に全ての施設のことが把握できておりませんので、どういった理由で前年に出なくて後年に出てきているのかということについては、確認をしてみたいと思っております。放流水のどのような測定方法

が合理的であるかというのは、いただいたご意見を踏まえて、今後検討していきたいと思います。

勝見委員からいただきました隔離層のことですが、最後に、上部キャッピング層と申しますか、遮水性能を有するものというところも非常に重要だと思いますので、そういったことも視野に入れ、また、どういった特定一廃・特定産廃が入っていて、その下にどういった既存の廃棄物が埋まっているかということにつきましても、できる限りデータを集めていきたいと思います。

(田中座長)

ありがとうございました。

では、神田委員、お願いします。

(神田委員)

先ほどの議論のところにもありました社会的な合理性とも関係して、特に、空間線量率のことについて少しコメントを差し上げたいのですが、ご存じのように、空間線量率というのは、放射線をタイムリーに監視できるという意味で、かなり重要な指標になります。もし一般の方から、近くで台風があったのですけれども大丈夫でしょうか、処分場は大丈夫でしょうか、壊れていないでしょうかといったご質問に関しては、空間線量率の変化がありませんよとかといった形でお答えするのが一番わかっていたいただきやすい。逆に、この数値がなかったら、どうやって一般の方々とエビデンスベースでお話ができるのか、少し悩ましいような、私は大事な指標だというふうに思っています。

また、こういった監視ですと、やっぱり、継続的にモニタリングしているということが重要で、つけていただいたグラフでも、空間線量率のグラフでも、やはり変動があって、何でここで急に減っているのだろうみたいな、私どもが見ても思うような数値がありますので、継続性というものも必要です。実際、管理者のご意見の中に、週1回の放射能の測定、半日が割かれて大変だということもおありでしょうけれども、一方で大きな利点もあるということで、例えば、モニタリングポストにしたらどのぐらいになるのかといったコストの面も考慮して、社会的な、経済的なところもエビデンスベースで議論をして、検討していただければというふうに思います。

(田中座長)

ありがとうございました。

木村委員、お願いします。

(木村委員)

勝見委員のものと少しダブるのですが、実際に廃棄物を処分場に持ち込むときに、濃度的な管理と物量、総ベクレルとか、そういった管理は多分されていると思うんですけども、なおかつそのときに、それぞれ持ち込んで、埋め立てをしますね。埋め立てをしたときに、要するに、覆土を確認するような、例えば、線量が下がっているとか、変なものが入っていないとかいうような、要するに、そういう確認というのは実際されているのでしょうかという質問なんです。それがもし十分にある程度のクオリティーをもってされているのならば、神田委員との関係ですけども、空間線量率の測定というのはそれである程度代用できるところもあるので、非常に空間線量率の手間が大変だというのは、私からするとよくわからないところではあるのですが、その辺との絡みで管理を低減化するという方向はあるのではないかとこのように思います。

最後に、跡地に関しては、最終的に開放するかどうかというのは、やっぱり個々のサイトで評価してみないとわからないんですね。実際にどんなものが時系列的に持ち込まれているか、積算でどういう埋設が行われたかということまでの詳細なデータがないと多分評価できないというこ

とになりますので、おのこののところでサイト・スペシフィックに評価する。もしそういう跡地利用の申請が出たとすると、そういう評価をせざるを得ないというふうに思います。

以上です。

(田中座長)

では、崎田委員。

(崎田委員)

ありがとうございます。

既にいろいろ委員の方からもコメントをいただいています。私も、やはり、この管理という場合は、先ほどの指定の要件などの科学的な明確な根拠でやったほうがいいというお話と、また少し違って、管理をしていく場合における科学的なきちんとしたデータ把握と、それを活用した地域社会との信頼感の継続ということが大事なところだと思っております。特に、地域との信頼感の部分では、こういう埋立地の造成場所を決める際、あるいは、既にある埋立地に、放射線の影響のあるものを搬入するという段階で、かなり地域の方と対話を深めるためにご苦労があったのではないかと考えています。そういう流れから考えると、私も、管理をもう少しやりやすくという方向性には賛同いたしますけれども、一気に全部軽くなるというような感じよりは、ある程度の方向性を見据えながら、地域の方との信頼感、信頼関係の醸成がきちんとしていければ緩和できるような、できる規定という形で考えていくということもいかがかなと考えています。

なお、こういうところはきっと、搬入するとき、あるいは、つくるときに、地域の方が定期的に、厳しい言葉で言えば、地域監視委員会とか、地域住民の委員会とか、いろいろな場をつくっているところが多いと思いますので、そういうところで地域の方に納得していただいた上で管理基準をしっかりと下げていくとか、やはり、そういう配慮もあっていいのではないかと考えています。

なお、そういうときの資料として、日本は事故以前はあまり放射線のことを考えていなかったわけですので、自然放射線の影響とか、ほかの処分場での放射線とがどういう状況か、あるいは、そういうような、ほかの場所での通常の、事故の影響のないところで放射線がどう影響しているのか、影響していないのかとか、そういうようなデータもつけていただいた上で冷静に現状を考えていただくというような配慮もあっていいのかなと思われました。よろしく願いいたします。

(田中座長)

じゃあ、ここまでで、簡単にお答えいただきたいと思います。

(池田補佐)

ご質問をいただいた部分としては、木村委員からいただいた、搬入の際の管理の考え方と埋め立てのところだと思っておりますが、持ち込まれる廃棄物につきましては、当然のことながら、どういった性状で、どういった量であるかということからは、受ける側と出す側がお互いに確認した上で受けているということをごさしまして、また、埋め立てをするときにつきましても、通常の廃棄物処理の考え方で埋め立てた後は、その日に基本的には覆土するというので、放射線に汚染された廃棄物にかかわらずそういった考え方になっておりますので、基本的には、当日入ったものはその日のうちに処理がされているというものでございます。入口管理が重要ということだと思っておりますので、その辺もしっかりと考えていきたいと思っております。

また、神田委員、崎田委員からご意見を頂戴した部分につきましては、しっかりと考えていきたいと思っております。

(田中座長)

新美委員、お願いします。

(新美委員)

まず、測定頻度の問題です。これは、大迫委員がおっしゃったように、経時的な変動を見ないと、頻度については単純には物が言えないかと思います。放流水等について、施設ごとの経時的な変化に二関するデータがあればぜひ示しておいてほしいと思います。

それから、もう一つ。上乘せ部分の義務を解除していくというのが一つの狙いなのですが、義務というものを考えたときに、法律的な議論でいきますと、義務を課するための根拠が明らかでなければいけないし、同じ立場にある人に対して違った義務を課すことは、法のもとの平等からいったら大きな問題です。ですから、どういうリスク、ないしは、どういう問題があるから義務を課す、ということを明示しないとまずいだろうと思います。社会的合理性ということが提案されましたけれども、何をもちえて社会的合理性というのかというのはさまざまになります。義務というのは、一定程度の危害を及ぼすおそれがあるということを根拠として義務を課してきているので、それと違った根拠を持ち出せるのかは大変大きな問題です。社会的合理性を根拠として義務のあり方を変えるということになりますと、法律上大きな問題が出てまいります。当事者間での契約あるいは協議の中で、そうした社会的合理性を理由とした義務を課すならば構わないのですが、法律でそうした義務付けをするとすると、そう簡単にはいかないと思います。慎重な議論をする必要があります。その点は十分にご留意いただきたい。

それから、もう一つ。新たに義務を課するときと義務を軽減する場合とでは、あり方は違ってくもいまいだろうと思います。例えば、義務を軽減するときには、観察期間みたいなものを置いて、それで義務を漸次軽減していくというようなやり方は、普通に見られますので、そういったやり方も一つ考えられたらいいのではないのでしょうか。

それから、跡地利用ですが、これは皆さんがおっしゃったように、どんなものがどう入っているのかによって、施設ごとに相当程度リスク評価は違ってくると思います。一律に跡地はこういうふうにご利用できるとは簡単に言えないと思います。基本的には、その他の土地とどう違うのかということを中心に、その理由を説明した上でないとまずいだろうと思います。

以上でございます。

(田中座長)

蛭沢委員、お願いします。

(蛭沢委員)

2点ほどございます。まず、今のご意見に関連しましてですけれども、社会的合理性ということ、及び、科学的合理性の観点につきましてと、法律的に、今回はこの議論は要件の議論だと思うのですが、その辺の関係をどのように整理しておいたほうがよいかというのは、ある程度分けておいたほうがよいのではないかと思います。当然、ここの要件のお話は、法的な枠組みの中でどのようにしていくかということで、その根拠を含めて、外すということは、その根拠も含めて説明されていくべきことはもちろんであると思います。それ以外で、既に意見がございました、地元の方々にとってのその安全でありますとか安心というのは、法的な枠組みとは違う話も出てくるのではないかと思います。

それで、先ほどご説明いただいた福島のエコテックのところで、地元との安全協定を結ぶでありますとか、それから、埋め立て終了後もモニタリング等を継続するというような話も出てい

ということは、これはまた要件とは別の話でありますので、別の制度で担保していくというようなことを今回、議論をされてはいかががかと思います。それで、そういうことをセットにして、このように考えていくと、今後の安全の担保を国としては考えていくというようなことがあるとよいのではないかと思います。

ただし、この要件の議論の中で、報告書にその辺をどのように書けるかというのは、ひょっとしたら制約があるかもしれませんが、そういった基本的な考え方があるというのを、今回のその見直しの頭のところにしっかり書き込んでおくということが大事ではないかと思います。やはり、多くの関心を持つ方は、どういう考えに基づいて、今回、これを改定していくのだろうかというところは気になるころだと思いますので、各論の前に、そういった基本的な考え方をきちっと明示していただいたらどうかと思います。

それから、もう1点は、再利用に関しまして、現行では記録が廃止まで保管となっておりますけれども、これは多分、当然、行政機関では別途記録は保管されていくであろうと思いますが、再利用などで形質変更などの申請が出たときに、地方自治体では恐らく何がしかに基づいて判断しなければならないので、記録の保存というのは相当重みが出てくる問題ではないかと思っております。

以上です。

(田中座長)

ありがとうございました。

では、簡単に答えられる点を。

(池田補佐)

いただいたご意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

質問としていただいていた部分で、新美委員からいただいた跡地利用、施設ごとの検討が必要ということと、蛭沢委員からいただいた記録の問題。確かに、現行の制度で、個別の施設ごとにどのような廃棄物が、どの位置に埋まっているかということころまでは、規定がありますので、そういったことを今後生かせるようにして、跡地利用の部分も含めて検討していきたいと思っております。

(田中座長)

予定の時間が過ぎておりますので、私からもちょっと注文をさせていただきたいと思っておりますが、資料4の議論の中で、流動床タイプのばいじんは別だというようなことになっているのですが、その辺の焼却技術もどんどんと変化しております、根拠になるデータがあればここに付ける。あるいは、場合によっては焼却炉のタイプで分けなくて一緒にしたほうがいいのかもしいかなと思っております。

それから、資料5は、暗黙のうちに、埋立処分場というのは管理型の処分場を前提にして議論がスタートしてはいますが、産業廃棄物の埋立処分場となると、安定型。管理型、遮断型と三つあるので、こういう特定産廃になった場合には、管理型でないのだめだということが導入部分で入っていたほうがわかりやすいかと思っております。

それから、特に、もう少し時間があればと思っているのですが、資料4の要件見直しの考え方ということと、資料5の見直し方針です。これらの部分については、さらにゆっくり、今日の議論を踏まえて、コメントがあれば、事務局に送っていただきたいなと思っております、ここが一番聞きたいところだと思いますので。

その中で、神田さんもおっしゃったコストパフォーマンスというのですか。空間線量の測定は結構コストパフォーマンスがいいほうだと思うのですが、ベクレルをはかるよりは、シー

ベルトで測る空間線量は比較的簡単かなと思いますので、そういう費用面も考慮した現実的で合理的な案についてご意見いただきたいと思いました。

それでは、全体を通して特にいいでしょうか。

それでは、事務局から何かあればお願いしたいと思います。

(松崎補佐)

事務局から、今回の検討会については特にございません。

なお、本日の議事録につきましては、原案を作成いたしまして、委員の皆様にご確認をいただいた後に、環境省のホームページに掲載する予定でございます。よろしくお願いたします。

また、次回の第4回の検討委員会につきましては、後日改めて日程、場所等のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上です。

(田中座長)

今日はいろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。皆さんからの意見を踏まえて次回の準備をしていただきたいと思います。

第3回の放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。